

実施要領等に関する質問への回答（R 8. 6. 2 2）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
1	仕様書	1	2	(3)	ク	「発注者が当然必要な業務であるとするもの」との記載がありますが、現在想定されている具体的な必要業務をご教示下さい。	・現段階では、仕様書に記載している業務以外で必要となる業務は想定できていませんが、仕様書記載の業務を遂行する上で、提案者が当然必要とする業務については、提案者の専門的な知見・経験等を生かし、提案をお願いします。
2	仕様書	1	2	(3)	ク	上記質疑N01の内容で、受注者側で想定していない範囲の業務が必要となった場合は、協議によるものとの考えで宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
3	仕様書	1	3			「本業務の性質上必要と思われるもの」との記載がありますが、業務範囲の拡大が生じた場合の契約変更の考え方（追加費用の対象となる範囲）についてご教示下さい。	・仕様書記載の業務及び提案者が提案書で記載した業務以外で、大きく業務範囲を拡大する必要が生じた場合、又は縮小する必要が生じた場合は、変更契約（契約金額含む。）について、別途協議します。
4	仕様書	1	3	(1)	ア	関係者協議会について、月1回程度との記載が仕様書にあります。一方、要求水準書には月1回以上と記載があります。仕様書に基づく回数(35回相当)が、実際の業務で増加した際の増額による契約変更の可否についてご教示下さい。	・要求水準書に記載の「月 1 回以上の関係者協議会」のことを指していると想定しますが、この協議会は、本市と陸上競技場整備事業者との協議回数です。そのため、本業務受注者との協議は、月 1 回程度（35回相当）を想定しています。 ・ただし、要求水準書又は仕様書に基づく協議の回数が大きく増えた場合は、必ずしも対面協議は求めず、オンライン上での会議等も想定しています。それでもなお、回数が大きく増加、又は減少する必要がある場合は、変更契約（契約金額含む。）について、別途協議します。
5	仕様書	2	3	(2)	ア	(オ) 事前調査業務について「発注者が受領する事前調査計画書(土木・建築)の確認支援」との記載が仕様書にあります。想定されている事前調査業務の確認回数は2回と考えて宜しいでしょうか。	・設計業務（土木・建築）において、陸上競技場整備事業者は、契約締結後、速やかに調査内容、実施体制及び手順を記載した事前調査計画書を作成し、本市へ提出することとしており、原則は、土木設計と建築設計に係る計画書の 2 回を想定しています。 ・ただし、本事業者が別途調査を実施した場合は、その都度、本市へ事前調査報告書を提出することとしており、その際は、本業務受注者による、その内容の確認も想定しています。
6	仕様書	2	3	(2)	ア	(カ) モニタリング業務について「発注者が実施するモニタリング業務（基本設計(土木・建築)、実施設計(土木・建築)、土木・建築工事業務)の支援」との記載が仕様書にあります。想定されているモニタリング回数は6回と考えて宜しいでしょうか。	・基本設計・実施設計それぞれで土木・建築の 2 種類のモニタリング（計 4 回），土木工事，建築工事それぞれのモニタリング（計 2 回），合計 6 回のモニタリングを想定しています。 ・ただし、本業務受注者によるモニタリングの結果，要求水準等を満たしていないと判断した場合は，陸上競技場整備事業者に速やかに改善措置を求めた上で，本業務受注者による再度のモニタリングも想定しています。
7	仕様書	2	3	(2)	ア	(ケ) 「本事業者から賃金又は物価変動に基づく業費の変更について請求があった場合」とありますが想定される対応回数（年度毎を想定など）があればご教示下さい。	・スライド条項（全体スライド、インプレスライド、単品スライド）を適用するかどうかは，社会経済情勢に大きく左右されるため，現時点で対応回数についてはお答えできません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
8	仕様書	2	3	(2)	ア	(ケ)「合理的な変更となるよう本事業者と調整すること」とありますが、設計内容及びコスト変更等に係るなどの調整については、発注者様を介しての協議との理解でよろしいかご教示下さい。	・基本的には、本業務受注者・陸上競技場整備事業者・本市の３者で協議・調整することを想定しています。 ・ただし、軽微な協議・調整については、本市のみで対応することも想定しています。
9	仕様書	2	3	(2)	ー	その他、各部の「調整・助言」、「調整・協議」においても、設計内容及びコスト変更等に係るなどの調整については、発注者様を介しての協議との理解でよろしいかご教示ください。	・質問８の回答のとおりです。
10	仕様書	2	3	(2)	イ	(イ)ｂ設計計画書の確認について「基本設計への確認支援に設計計画書の確認」との記載が仕様書にあります。想定されている基本設計計画書の確認回数は2回(土木・建築)と考えて宜しいでしょうか。	・土木工事基本設計と建築工事基本設計の計画書２回を想定しています。 ・ただし、本業務受注者による提出された計画書の確認結果，要求水準等を満たしていないと判断した場合は，陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で提出された計画書の，本業務受注者による再度の確認も想定しています。
11	仕様書	2	3	(2)	イ	(イ)ｅ設計報告書の確認について「基本設計への確認支援に設計報告書(月1回程度)の確認」との記載が仕様書にあります。想定されている基本設計報告書の確認回数は計12回(土木6回・建築6回)と考えて宜しいでしょうか。	・陸上競技場整備事業者は，設計業務の進捗状況等を記載した設計報告書を月１回程度本市に提出することとしています。 ・本市は，基本・実施設計の期間を12か月と想定しており，それからすると基本設計の期間は6か月，確認回数は土木工事基本設計・建築工事基本設計の各６回，計12回とも想定できますが，設計期間については，本事業者の提案によることから，現時点で明確な回数はお答えできません。
12	仕様書	2	3	(2)	イ	(イ)ｉ「基本設計完了時及び設計途中段階における要求水準等との適合確認」との記載が仕様書にあります。想定されている途中段階及び完了段階での適合確認回数は4回(中間_土木・建築*1回、完了_土木・建築*1回)と考えて宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 ・ただし，本業務受注者による適合確認結果，要求水準等を満たしていないと判断した場合は，陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で，本業務受注者による再度の確認も想定しています。
13	仕様書	2	3	(2)	ウ	(イ)ｂ設計計画書の確認について「実施設計への確認支援に設計計画書の確認」との記載が仕様書にあります。想定されている実施設計計画書の確認回数は2回(土木・建築)と考えて宜しいでしょうか。	・質問10の回答のとおりです。
14	仕様書	2	3	(2)	ウ	(イ)ｅ設計報告書の確認について「実施設計への確認支援に設計報告書(月1回程度)の確認」との記載が仕様書にあります。想定されている実施設計報告書の確認回数は計12回(土木6回・建築6回)と考えて宜しいでしょうか。	・質問11の回答のとおりです。
15	仕様書	2	3	(2)	ウ	(イ)ｉ「実施設計完了時及び設計途中段階における要求水準等との適合確認」との記載が仕様書にあります。想定されている途中段階及び完了段階での適合確認回数は4回(中間_土木・建築*1回、完了_土木・建築*1回)と考えて宜しいでしょうか。	・質問12の回答のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
16	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ) 工事施工段階での支援に、住民説明会及び現場見学会開催支援の記載がありません。一方、要求水準書には事業者に対し開催される場合は、市の指示に従う事と記載があります。住民説明会及び現場見学会はCMは参画しなくて良いと考えて宜しいでしょうか。もし、参画を想定されている場合、想定されている会の回数等をご教示下さい。	・住民説明会及び現場見学会が開催される場合は、陸上競技場整備事業者と本市での対応することを考えており、本業務受注者の参加は想定していません。
17	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ) c施工計画書の確認について「工事施工段階での支援に施工計画書の確認」との記載が仕様書にあります。一方、要求水準書には「建設等業務計画書(詳細工程表及び施工計画書(土木・建築それぞれで作成)含む)を作成し、市に提出して承認を得る事」と記載があります。つきまして、c施工計画書の確認は、建設等業務計画書の確認と読み替える事で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
18	仕様書	3	3	(2)	エ	建設等業務計画書の確認と読み替えた場合、想定されている建設等業務計画書の確認回数は2回(土木・建築)と考えて宜しいでしょうか。	・土木・建築工事において、陸上競技場整備事業者は、設計成果物の検査完了後2週間以内に建設等業務計画書を作成し、本市の承認を得ることとしているため、原則は、土木・建築工事の各1回の計2回を想定しています。 ・ただし、本業務受注者による計画書確認結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合は、陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で提出された計画書の、本業務受注者による再度の確認も想定しています。
19	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ) d履行報告書の確認について「毎月提出される履行報告書の確認」との記載が仕様書にあります。想定されている履行報告書の確認回数は計68回(土木34回・建築34回)と考えて宜しいでしょうか。	・陸上競技場整備事業者は、建設期間中、土木・建築工事、工事監理業務(土木・建築)の履行報告書を月1回程度本市に提出することとしています。 ・本市は、工事の期間を23か月程度と想定しており、そうすると、確認回数は土木・建築工事各23回の計46回、工事監督業務の23回、計で69回とも考えられますが、工事期間については、本事業者の提案によることから、現時点で明確な回数はお答えできません。
20	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ) e施工計画等に対するモニタリングについて、具体的にはどのような行為を想定されておりますでしょうか。	・主には、施工計画等が要求水準、基本・実施設計等の内容を満たしているかの確認を想定しています。
21	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ) e施工計画等に対するモニタリングについて、想定されているモニタリング回数は2回(土木・建築)と考えて宜しいでしょうか。	・土木工事、建築工事それぞれのモニタリングの2回を想定しています。 ・ただし、本業務受注者によるモニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合は、陸上競技場整備事業者に速やかに改善措置を求めた上で、本業務受注者による再度のモニタリングも想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
22	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)f施工に対するモニタリングについて、具体的にはどのような行為を想定されておりますでしょうか。	・質問20の回答のとおりです。
23	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)f施工に対するモニタリングについて、想定されているモニタリング回数は2回(土木・建築)と考えて宜しいでしょうか。	・質問21の回答のとおりです。
24	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)k「工事完了時、中間検査時及び工事途中段階における基本・実施設計、要求水準等との適合確認」との記載が仕様書にあります。想定されている適合確認回数は6回(中間検査_土木・建築*1回、工事途中_土木・建築*1回、完了_土木・建築*1回)と考えて宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 ・ただし、本業務受注者による適合確認結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合は、陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で、本業務受注者による再度の確認も想定しています。
25	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)l「中間検査・竣工検査に係る完了検査」との記載が仕様書にあります。想定されている完了検査回数は4回(中間_土木・建築*1回、完了_土木・建築*1回)と考えて宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 ・ただし、本業務受注者による検査結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合は、陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で、本業務受注者による再度の検査も想定しています。
26	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)o「発注者が要請した場合、施工の事前説明及び事後報告の確認」との記載が仕様書にあります。現時点で想定されている説明・報告が必要な工事は有りますでしょうか。	・陸上競技場については、日本陸上競技連盟が定める3種公認としているため、公認となるために必要な工事については、確認を求めることを想定しています。
27	仕様書	3	3	(2)	エ	(イ)p「既存施設の解体撤去工事等の計画書及び施工完了確認」との記載が仕様書にあります。想定されている計画書の確認及び完了確認の回数は4回(計画書_土木・建築*1回、完了_土木・建築*1回)と考えて宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 ・ただし、本業務受注者による確認結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合は、陸上競技場整備事業者に速やかに修正を求めた上で、本業務受注者による再度の確認も想定しています。
28	実施要領	2	3	(1)	ー	建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録は、JVの場合、代表企業若しくは構成企業のいずれかの企業が登録されており、その証する書面を提出することで宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
29	実施要領	2	3	(2)	ー	過去15年以内の公共事業等のCM業務実績について、実績の有効な契約実績の考えは以下と想定しております。宜しいでしょうか。 参加表明書等の提出時点において、過去15年の期間中に業務期間が含まれていれば満足し、契約日が必ずしも当該期間内に含まれている必要は無い実績を有効な契約実績を指す、との理解です。	・お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
30	実施要領	2	3	(3)	ー	直接雇用関係の要件について、J Vの場合、各主任技術者は代表企業又は構成企業のいずれかに所属していれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
31	実施要領	4	5	(1)	3	一級建築士事務所登録は本社で登録していますが、その証する書面で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
32	実施要領	4	5	(1)	5	市税の滞納のないことの証明書は、呉市に対してで宜しいでしょうか。	・提案者の住所地の市税において滞納がない証明書を提出してください。
33	実施要領	4	5	(1)	7	印鑑証明書においては、代表取締役社長名義を想定しております。宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。原則，法務局に登載している印影の印鑑を使用し，印鑑証明書とともに提出してください。
34	実施要領	5	5	(1)	イ	提案書のページ数（枚数）上限の設定がある場合はご教示下さい。	・上限の設定はありませんが，多くてもA 4判フラットファイル1冊に収まる程度とし，要点を絞って，なるべく簡潔にわかりやすい提案書としてください。
35	実施要領	6	7	2	ー	業務実施体制の「細目配点」をご教示頂く事は可能でしょうか。	・細目配点は，公表していません。
36	実施要領	6	7	2	ー	業務実施体制の評価項目における「同種・類似実績」について同種業務及び類似業務の定義や考え方をご教示頂く事は可能でしょうか。	・同種実績とは，官公庁や，官公庁以外の独立行政法人，非営利法人から発注された，CM業務や発注支援業務等。類似業務は，前記業務等のうち，スポーツ施設や公園，グラウンド，学校等体育館などに係るものを想定しています。 ・ただし，スポーツ施設等以外でも，CM業務や発注支援業務等で幅広い実績がある場合は提出してください。
37	実施要領	7	7	4	ー	提案価格の評価（配点10点）について、 ・最低価格比例方式 ・内容審査方式 など、評価方法の考え方についてご教示頂く事は可能でしょうか。	・評価方法の考え方については，公表していません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
38	01-1 添付資料1 事業対象地見取り図	1, 2	－	－	－	入舟山公園多目的広場を「現地踏査」しても宜しいでしょうか。	・現地踏査については、令和5年度に実績がありますので、それについて情報提供できます。その上で、更に現地踏査が必要であれば可能ですが、利用者等と調整が必要ですので、必ずスポーツ振興課と調整してください。
39	01-2 添付資料2 事業対象地測量図	1, 2	－	－	－	「地形の縦・横断図」を提供頂く事は可能でしょうか。	・質問で意図されている図面かどうか定かではありませんが、令和5年度に本市が発注した業務で作成した図面等については情報提供できます。また一部はホームページで公開していますのでそちらをご覧ください。 https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/43/rikujo.html
40	01-4 添付資料4 インフラ等の状況	2	－	－	－	入舟山公園多目的広場の盛土の「既設排水施設（排水孔等）」に関する図面等を提供頂く事は可能でしょうか。	・質問39の回答のとおりです。
41	01-4 添付資料4 インフラ等の状況	2	－	－	－	入舟山公園多目的広場の北側の盛土のり面の「石積み擁壁」に関する図面等を提供頂く事は可能でしょうか。	・質問39の回答のとおりです。
42	01-5 添付資料5 呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）	3-17	－	－	－	入舟山公園多目的広場の「南側の敷地の地盤条件」が分かる調査資料があれば提供頂く事は可能でしょうか。	・質問39の回答のとおりです。
43	01-5 添付資料5 呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）	3-40	－	－	－	入舟山公園多目的広場の「地質縦・横断図」があれば提供頂く事は可能でしょうか。	・質問39の回答のとおりです。
44	—	—	－	－	－	設計変更や工期延伸等、本事業の条件変更が生じた場合、CM業務の業務量増減に応じた契約変更の可否についてご教示下さい。	・質問3の回答のとおりです。